群馬県行政改革大綱実施計画

平成28年8月現在

目標 1 県民目線の県政の実施 改革 改革3 行政手続における利便性の向上 取組事項 (1)申請などの手続の利便性の向上

【具体的な取組】

- ①電子申請等受付システムの活用の促進
- ②電子入札システムの導入拡大の検討
- ③公金収納の利便性の向上

①電子申請等受付システムの活用の促進〔取組所属:◎情報政策課、申請等手続所管所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

イベントの申込みなどについては、電子申請等受付システムを積極的に活用することとしている。 県に対する手続等を電子申請で行えるということが県民にあまり浸透していない。

【改革内容】

- ア 電子申請に適した手続を発掘し、その担当者に対してシステムの利用を促進してい
- イ 県民への周知等も行い、利用拡大を図る。

【具体的工程】

		├画(上段)·結果	(142)		
	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
	庁内のシステム利用者向け研修 会の開催(旧システム)				
ア	庁内のシステム利用者向け研修 会の開催(新システム)				
	電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ				
1	利用可能手続についての県民等への周知				
	庁内のシステム利用者向け研修 会の開催				
y	電子申請に適した新たな手続の 発掘、所管所属への働きかけ				
1	利用可能手続についての県民等への周知				
_					
	イ ア	ア	庁内のシステム利用者向け研修会の開催(旧システム) 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(新システム) 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ 利用可能手続についての県民等への周知 庁内のシステム利用者向け研修会の開催 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ 和用可能手続についての県民等	 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(旧システム) 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(新システム) 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ イ 利用可能手続についての県民等への周知 庁内のシステム利用者向け研修会の開催 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ 利用可能手続についての県民等 	ア 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(旧システム) 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(新システム) 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ イ 利用可能手続についての県民等への周知 庁内のシステム利用者向け研修会の開催 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ イ 利用可能手続についての県民等

	取組状況					
<取組の目標> 年間利用件数の対前年度比 + [23年度 +14.9%、24年度 +		<結果_(取組結果)> +3.1%	<評価>			
<参考指標> ·年間利用件数[24年度 13,777] ·新規登載手続件数[24年度 82] · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<結果 (取組後の指標値)> ・14,494件 ・57件	В			
<要因分析> ・イベント申し込み等新規登載手続きがH25年度より減少したことが、件数の伸びが小幅だった要因と思われる。	<課題を踏まえての対応> ・利用促進を全所属に呼びかける。 ・広報やホームページを通じ、定期的に県民への周知を図る。					
<取組の目標> 年間利用件数の対前年度比 + <参考指標>	5%	<結果(取組結果)> +15.2% <結果(取組後の指導値)>	<評価> 人			
・年間利用件数 ・新規登載手続件数 <要因分析> ・県職員へ向けた周知や利用の	〈次年度への課題〉 ・引き続き、手続登録数の増加を	·16,702件·78件<課題を踏まえての対·利用促進を全所属に				
呼びかけを行った結果、手続数 の増加へつながった。	図る必要がある。 ・電子申請について県民への浸透を図る必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	る。 ・広報やホームページ 期的に県民への周知る	を通じ、定			

	7	庁内のシステム利用者向け研修 会の開催		
	,	電子申請に適した新たな手続の 発掘、所管所属への働きかけ		
H28	1	利用可能手続についての県民等への周知		
	_			

く取組の目標> 年間利用件数の対前年度Ы	<結果(取組結果)>	<評価>	
<参考指標> ・年間利用件数 ・新規登載手続件数		<結果(取組後の指標値)>	
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての	対応>

②電子入札システムの導入拡大の検討[取組所属:◎総務部総務課、建設企画課、会計課、入札等実施所属]

【現状·課題(平成25年度時点)】

現在、原則としてすべての工事及び設計等の工事関係の業務委託と県庁における物品購入に電子入札システムを導入済みである。 更なる利便性と事務効率の向上のため、その他の業務委託等の契約にも対象を拡大していく必要がある。

【改革内容】

- ア 県庁における未導入の入札のうち、支障のないものについて順次電子入札を導入していく。
- イ 地域機関における未導入の入札のうち、支障のないものについて順次電子入札を導入していく。

【具体的工程】

	計画(上段)·結果(下段)								
年度		作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期			
		県庁の各所属における契約状況 調査				(実施なし)			
H26	ア	検討作業部会において県庁各所 属における入札への導入の検討				(実施なし)			
		県庁各所属における入札への導 入の方針決定				(実施なし)			

取組状況					
<取組の目標> ア 県庁各所属における入札への	<結果(取組結果)> ア ×	<評価>			
<参考指標> ア 県庁各所属における電子入札	<結果 (取組後の指標値)> ア 5,464件	D			
<要因分析> ・地方分権を推進するためH26 年度から導入された「提案募集 制度」に重点的に取り組んだ(目標1改革4(1)③)ため、実施状 況調査ができなかった。(※26年度 評価における委員会意見等を踏まえ修正)	⟨次年度への課題⟩ ・入札への導入検討が当年度中にできなかったため、県庁各所属及び地域機関における入札導入の検討の時期を見直す必要がある。	く課題を踏まえての数・28年度から県庁各所域機関における入札をるよう27~28年度の行す。	属及び地 導入でき		

		,		
		県庁の各所属における契約状況 調査		
	ア	検討作業部会において県庁各所 属における入札への導入の検討		
H27		県庁各所属における入札への導 入の方針決定		(実施なし)
	_			
		県庁の各所属における契約状況 調査		
	ア	関係所属とのヒアリングにおい て、県庁各所属における入札の 導入の検討		
H28		県庁各所属における入札の導入 の方針決定、及び方針に基づく 電子入札の導入		
	,	地域機関における契約状況調査		
	イ	検討作業部会において地域機関 における入札への導入の検討		

<取組の目標> ア 県庁各所属における入札への	<結果(取組結果)> ア ×	<評価>	
<参考指標> ア 県庁各所属における電子入札	<結果(取組後の指標値)> ア 5,314件	С	
〈要因分析〉 ・取組所属主要3課間で課題の整理を行った結果、主な課題として、現在電子入札を導入していない業務委託等は件数が少なく、導入費用に対して、利便性向上等の効果がわずかであるとがわかった。 ・他の課題(阻害があることがわら、各入札等実施しようとしたが、時上す必要があることが約、時間査を実施しようとしたが、調査を実施しようとしたが、調査を実施しよう。 後、以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈次年度への課題〉 ・想定されたもの以外の課題(阻害要因)についても洗い出す必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈課題を踏まえての女 ・各入札等実施所属は 約状況調査を行い導 要因をはつきりさせ、そ て対策を図ることができ か検討した上で方針を る。(※27年度評価における)を を踏まえ修正)	二対して契 入の阻害 れに対し きるかどう 決定す
<取組の目標> ア 県庁各所属における支障のな イ 地域機関における入札への導		<結果(取組結果)>	<評価>
<参考指標> ア 県庁各所属における電子入札ア 県庁各所属における電子入札 ア 県庁各所属における電子入札 イ 地域機関における電子入札可 イ 地域機関における電子入札実	<結果(取組後の指標値)>		
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての対	

③公金収納の利便性の向上〔取組所属:◎総務部総務課、税務課、会計課、公金収納事務所管所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

【改革内容】

公金の納付は、その性質等に応じて、県証紙の貼付、窓口での現金納付、口座振替、ペイジー(電子納付)、コンビニ納付等が用いられて ア ぐんまふるさと納税にクレジット納付を導入する。

決済手段が多様化しつつある状況を踏まえ、今後も利用者の立場に立った納付方法の採用を検討していく必要がある。

イ 未導入の公金に係るクレジット納付及びコンビニ納付等についての導入の検討を行っ た上で、諸準備を進める。

【具体的工程】

		計	画(上段) 結果	:(下段)		
年度		作 業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
		ぐんまふるさと納税のクレジット納付導入に向けた関係機関との調整	_			
		ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る指定代理納付者の指定及び契約締結				
	ア	ぐんまふるさと納税のクレジット納付導入準備				
H26		ぐんまふるさと納税のクレジット納付導入及び各種広報媒体による 周知・広報				
		ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係るPR(県民センター情報発信コーナー、高速道路サービスエリアでのPRなど)				
•	イ	検討作業部会において、公金の クレジット納付やコンビニ納付等 の導入に向け、課題の洗い出し				
		検討作業部会において、ニーズ 把握やコスト試算等の実施				
		ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る各種広報媒体による周知・広報				
	ア	ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係るPR(県民センター情報発信コーナー、高速道路サービスエリアでのPRなど)				
H27		ニーズ調査の実施(母子寡婦福 祉資金償還金)				
	イ	関係所属とのヒアリングにおい て、公金のクレジット納付やコンビ ニ納付等の導入に向けた検討				
	'	公金のクレジット納付やコンビニ 納付等の導入の方針決定				(実施なり
		公金のクレジット納付やコンビニ 納付等の導入に向け、予算要求 等				(実施な

	取組状況		
<取組の目標> ア ぐんまふるさと納税のクレジット イ 課題、ニーズ、コスト試算の検		<結果(取組結果)> ア ○ イ △	<評価>
<参考指標> ア ぐんまふるさと納税額・件数 [24年度 584千円・25件、25年 ア ぐんまふるさと納税をクレジットなし] イ 公金収納に新たな納付方法を	<結果(Refleyの指標値)> ア 1,841千円・144 件 ア 66.4%(H26年9 月導入後) イ なし	В	
〈要因分析〉 ア 概ね計画に沿って導入することができた。 イ 機動的に検討を進めるため、 作業部会は設けず、担当者が関係所属にヒアリングを行うなどして、目標としていた課題発掘やコスト試算を行った。ニーズ調査については、当年度に準備を完了し、H27年4月に実施する。	⟨次年度への課題⟩ ア ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る周知・広報を充実させる必要がある。 イ 導入を検討する収納手段の決定	〈課題を踏まえての 文 27年度以降の計 事業実施 イ ニーズ調査の結果 を踏まえ検討する。	画に沿った
〈取組の目標〉 イニーズ調査の結果を踏まえ、な付等の導入に係る方針決定 〈参考指標〉 アぐんまふるさと納税額・件数 アぐんまふるさと納税をクレジット イ公金収納に新たな納付方法を	納付した額・件数の割合	<結果(取組結果)> イ× <結果(取組終の指標的)> ア 3,933千円・345 件 ア 納付額76.9%・ 件数82.3% イ なし	<評価>
〈要因分析〉 イ ニーズ調査は実施したが、番 号利用法がH28年1月に施行されたことに伴う申請書の様式改正等に重点的に取り組んだため、コンビニ納付等の導入の方針決定や予算要求等にまで至らなかった。	〈次年度への課題〉 イ コンビニ納付等の導入の方針 決定や予算要求等にまで至らな かったため、H28年度の検討時 期を見直す必要がある。	く課題を踏まえてのダイ これまでの検討に。 度導入する公金を絞りでその公金について検 決定をスムーズに進め 度評価における委員会意見等	tりある程 J込んだ上 討し、方金 る。(※27年

	ア	ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る各種広報媒体による周知・広報		
		ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係るPR(県民センター情報発信コーナー、高速道路サービスエリアでのPRなど)		
H28		関係所属とのヒアリングにおいて、公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に向けた検討		
	1	公金のクレジット納付やコンビニ 納付等の導入の方針決定		
		公金のクレジット納付やコンビニ 納付等の導入に向け、予算要求 等		

<取組の目標> イ ニーズ調査の結果を踏まえ、公付等の導入に係る方針決定	<結果(取組結果)>	<評価>	
<参考指標> ア ぐんまふるさと納税額・件数 ア ぐんまふるさと納税をクレジット イ 公金収納に新たな納付方法を	<結果(歌組養の指導值)>		
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての文	· · · · · · · · · · · · · ·

【全体を通じての評価(中間評価)】

	平成26年度		平成27年度		平成28年度
B 1	〈評価の理由〉 電子申請等受付システムの新規登載手続が昨年度より減 少したため年間利用件数の伸びが小幅だった。 ぐんまふるさと納税にクレジット納付を導入後、全件数のうち 約2/3の割合で活用されている。 未導入公金へのクレジット納付や未導入契約への電子入札 レステムについては、取組が遅れている。	В	ぐ評価の理由> ・電子申請等受付システムは、新規搭載手続が増加し年間利用件数が大幅に増加し、ぐんまふるさと納税では、全件数のうち約3/4の割合でクレジット納付が活用されている。 ・一方で、未導入公金へのコンビニ納付等については取組が遅れており、電子入札システムの導入に係る契約状況調査について、準備は整ったが実施に至らなかった。		<評価の理由>
・導のをは、 ・導のをは、 ・導のに実にとは、 ・要順のできるが、 ・をいる。 ・をいる。 ・をいる。 ・ののには、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、 ・ののにはは、	えることだが、県庁の活動・取組・イベント等を県民に知ってして、ホームページは欠かせない。ホームページの訪問者数かの施策も併せて検討していただきたい。 図組②について】 ・務を優先せざるを得なくなったのかが、要因分析では不明。 で「他の業務を優先した」は行政改革大綱の改革は業務の優く設定されていることが伺える。今年度は優先順位をあげて取のか。 ・優先により未着手(実施結果評価D)とのことだが、問題点を明組織改革等につなげるべき。計画的、段階的な取り組みが期時期を遅らせるありきでなく、挽回する計画を検討したのか。システムの導入拡大が進まない阻害要因は何か。それを排除だきたい。 図組③について】 付の導入は評価できる。早期に公金のコンビニ納付を実現し	【具体的な ・要因分析	革評価・推進委員会の意見> ま取組②について】 において、電子入札システム導入の阻害要因を明記すべき。 システムの導入が遅れている。準備は整ったようなので、早期 寺したい。	<行政改	革評価·推進委員会の意見>

合評価(最終評価)】	【改訂履歴】	
取組事項 (1)申請などの手続の利便性の向上 <推進期間終了後の結果・成果指標> ① ぐんま電子申請受付システムの年間利用件数 ② 各所属における電子入札実施件数 ③ア クレジット納付利用率 ③イ-1 公金収納に新たな納付方法を採用した数 ③イ-2 新たな納付方法により納付した件数 〈評価〉 〈評価の理由〉	<推進期間終了後の結果・成果指標値> ① ② ③ア ③イ-1 ③イ-2	H27.4~8 H26年度自己評価の実施 H27.4~8 ① H26年度取組結果を踏まえて、H27年度の取組目標修正 H27.4~8 ②③ H26年度取組結果を踏まえて、H27年度の工程 見直し H27.9~10 H26年度第三者評価の実施 H28.2~5 H27年度自己評価の実施 H28.2~5 ①②③ H27年度取組結果を踏まえて、H28年度の工程 程見直し H28.6 H27年度第三者評価の実施

群馬県行政改革大綱実施計画 平成28年8月現在

目標 1 県民目線の県政の実施 改革 改革3 行政手続における利便性の向上 取組事項 (2)審査基準の見直しや標準処理期間の短縮

【具体的な取組】

①行政手続法による審査基準の見直しや標準処理期間の短縮

①行政手続法による審査基準の見直しや標準処理期間の短縮〔取組所属:◎総務部総務課〕〔関係所属:申請等手続所管所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

【改革内容】

行政手続法及び行政手続条例に基づく審査基準や標準処理期間については、従来から定期的に見直しを実施している。 一方で、一律の見直しだけでは、本格的な検討が進まないという実情があり、より効果的に見直しを進めるため、取組テーマを選定した上で 実施することとした。 今後、その方針に基づき、利便性の向上に向けた見直しを継続して進めていくことが必要である。

ア 審査基準や標準処理期間の見直しを行い、公開情報に反映する。 イ 行政手続の見直しに係るテーマを選定し、その結果に基づく見直しを実施する。

【具体的工程】

	計画(上段)・結果(下段)							
年度		作 業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期		
		ホームページの様式ダウンロード ページに掲載されている行政手 続情報の更新						
	ア	行政手続法等に基づく審査基準 や標準処理期間の更新・見直し						
H26	1	見直しに係る取組テーマの選定		4				
		取組テーマに基づく見直しの実施						
	_							

取組状況						
<取組の目標> ア 審査基準等の見直し イ 取組テーマの選定による見直	L	<結果(取組結果)> ア ○ イ ○	<評価>			
<参考指標> ア 審査基準を明確化した手続[ア 標準処理期間を短縮した手総イ 取組テーマ[25年度 申請件	<結果(取組後の指揮値)> ア 28件 ア 3件 イ マイナンバー制度 県独自利用事務希 望調査[候補10件]	Α				
<要因分析> ア − イ 制度対象分野の範囲内で他 行政機関が発行する書類の添 付が省略できる手続を可能な限 り広く調査対象とした。	ぐ次年度への課題> ア なし イ 発行する行政機関から県が 情報を入手し添付書類省略ができるのは最短で29年7月であり、 それまでに必要な情報システム 構築等の取組が必要	く課題を踏まえての文 ア なし イ 次年度以降も添付 略に向けて必要な情報 等構築を実施する。	書類の省			

	7	ホームページの様式ダウンロード ページに掲載されている行政手 続情報の更新		
	,	行政手続法等に基づく審査基準 や標準処理期間の更新·見直し		
H27		見直しに係る取組テーマの選定		
	イ	取組テーマに基づく見直しの実施	-	٠,
	_			
	ア	ホームページの様式ダウンロード ページに掲載されている行政手 続情報の更新		
		行政手続法等に基づく審査基準 や標準処理期間の更新・見直し		
H28		なるべく早くホームページを更新 できる方法の検討		
	1	見直しに係る取組テーマの選定		
	イ	取組テーマに基づく見直しの実施		

<取組の目標>		<結果(取組結果)>	<評価>
ア 審査基準等の見直し イ 取組テーマの選定による見直し <参考指標> ア 審査基準を明確化した手続 ア 標準処理期間を短縮した手続 イ 取組テーマ		ア ○ イ ○ <結果(®報養の指標館) > ア 4件 ア 2件 イ マイナンバー独自 利用事務希望調査 [条例規定6件、条例 規定予定2件]	А
イ 昨年度調査を踏まえて、27 年3月に国から示された住民票・ 住民税課税等情報が入手可能	が年々増加していることから、更 新時期が遅くなる。 イ 発行する行政機関から県が		ページを 方法の検討 らける委員会意 付書類の 青報システ
<取組の目標> ア 審査基準等の見直し イ 取組テーマの選定による見直し	L	<結果(取組結果)>	<評価>
<参考指標> ア 審査基準を明確化した手続 ア 標準処理期間を短縮した手続 イ 取組テーマ	÷	<結果 _(取組後の指標値) >	
T PROME 7	ı	,	

平成27年度	平成28年度
評価が一致するのではないか。 も含む)を十二分に活・改革内容アについて、課題を踏まえての対応として「	D取組事項に対する なるべく早く更新で
関の行命	【改訂履歴】 H27.4~8 H26年度自己評価の実施
〈推進期間終了後の結果・成果指標値〉 ア-1 数 ア-2	H27.9~10 H26年度第三者評価の実施 H28.2~5 H27年度自己評価の実施 H28.2~5 ① H27年度取組結果を踏まえて、H28年度の工程」 直し
	本語

メモ

群馬県行政改革大綱実施計画 平成28年8月現在

目標 2 「仕事の仕方」の改革 改革 改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用 取組事項(1)民間との連携による県民サービスの向上

【具体的な取組】

①PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進

- ②NPOなどとの協働事業の推進
- ③建設産業の担い手育成

①PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進〔取組所属:◎総務部総務課〕〔関係所属:管財課、各庁舎管理所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

PFIをはじめとした、民間資金やノウハウ等を活用した公共施設の整備について、国で積極的に取り組む動きがある。 本県においても、平成24年度にPFI事業等活用ガイドラインを制定し、PFI導入に当たっての基本的な考え方や検討の流れ等を整理した。 今後、PFI等の手法の活用について、ガイドラインに則った検討等が着実に進められる必要がある。

また、PFI導入後の運営状況等を把握・点検するための制度構築等も行っていく必要がある。

【改革内容】

ア 庁舎の建て替え計画を確認する。その結果、PFI導入の可能性がある施設があった場合は、導入の検討を積極的に行う。

- イ 導入後の運営状況を把握点検するため、モニタリングガイドラインを作成する。
- ウ PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程を定める。

【具体的工程】

T TTH	計画(上段)・結果(下段)							
年度		作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期		
	ア	庁舎等建て替え計画の確認				(実施なし)		
		PFI部会におけるPFIに係るモニ タリングガイドラインの検討				(実施なし)		
H26	イ	PFIモニタリングガイドラインパブ リックコメント				(実施なし)		
		PFIに係るモニタリングガイドライン 策定				(実施なし)		
	_							

取組状況					
<取組の目標> ア 庁内における建て替え計画等 イ PFIに係るモニタリングガイドラ~		<結果(取組結果)> ア × イ ×	<評価>		
<参考指標> ア PFI事業導入検討対象施設数	7[25年度 未把握]	<結果 (_{取組後の指標値})> ア 未把握	D		
▼要因分析> ア 公共施設等総合管理計画 (27年度末までに策定予定)における方針に沿って取り組むほうが 効を考えたができた。(※26年度 は見合意見等を踏まえ修正) イ が検討されていた施設を用における委員会意見等を踏まえ修正) イ が検討されていた施設を担ける本書にいたが表面見とができまたとなったため、でも、※26年度 することとなったため、対がガイドラインの作成は見意りませた。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈次年度への課題〉 26年度の実施結果及び要因分析を踏まえ、PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進に向けてより効果的な取組を実施していくためには、改革内をを見直す必要がある。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈課題を踏まえての 改革内容としてイの項するよりも、新たに改革るウの取組に注力する間活力やノウハウのより活力の推進につなが度 れるため、27・28年度 本変更する。(※26年度評価会意見等を踏まえ修正)	又組を実施 に内容とす ほうが、民 は積極的と考えら の工程を		

	ウ	PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程の検討		
H27	_			
H28	ア・ウ	PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程の検討(庁舎等建て替え計画の確認含む)		
	_	討するための規程策定		

<取組の目標> ウ PPP/PFIの導入を優先的に検	取組の目標> PPP/PFIの導入を優先的に検討するための規程の検討			
<参考指標> なし		<結果(取組後の指標値)> -	Α	
〈要因分析〉 国の「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を踏まえ、PFIなど民間活力やノウハウの積極的な活用の推進に向けて、事業費の総額が19億円以上の公共施設の整備等については、従来型手法に優先してPPP/PFI手法導入を検討する仕組み(PPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程)の検討を行った。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈次年度への課題〉 平成25年1月に策定した「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」があるが、当ガイドラインを国の指針を踏まえ改訂したものを優先的検討規程とするか、当ガイドラインとは別に優先的検討する必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	く課題を踏まえてのな PFIなどの活用の推注 て、「群馬県PFI事業等 ライン」を改訂するのか インとは別に優先的規 するのか、他県の状況 え十分に検先的検討規 する。(※27年度評価におけ 等を踏まえ修正)	生に向け 注活用ガイド 、ガイドラ 程を策ま 等の成28年 程を策定	
<取組の目標> ア·ウ PPP/PFIの導入を優先的に 等建て替え計画の確認含む)	検討するための規程策定(庁舎	<結果(取組結果)>	<評価>	
<参考指標> なし		<結果(取組後の指標値)>		
<要因分析>	<次年度への課題>	 <課題を踏まえての対	 	

②NPOなどとの協働事業の推進〔取組所属:②県民生活課〕〔関係所属:全所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

厳しい財政状況の中で、協働の取組件数がやや減少傾向にあるが、協働事業の質の向上を図り、効果的に事業を実施するためには、職 員の意識向上に加え、政策サイクル(Plan-Do-Check-Action)の各段階における協働の推進が求められている他、県民、NPO、企業、行政アマルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくりのための庁内活用推進 等の広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で地域課題の解決に当たる、マルチステークホルダー・プロセスの活用と地域での展開が求めらを実施する。

また、NPOは、人材・資金・情報面での課題を抱えており、認定NPO法人の取得促進や寄附文化の醸成など、県民がNPOを支える仕組 みを具体化していくことが課題となっている。

【改革内容】

- イ 政策過程における協働を推進する。
- ウ NPO法人の育成・指導を行う。

【具体的工程】

	計画(上段)・結果(下段)						
年度		作 業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	
	ア	マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進(関係資料の庁内掲示板掲載とその周知)					
H26	1	政策過程における協働の推進 (プラットフォーム意見交換会の 開催)					
	ウ	NPO法人の育成・指導					
	ア	マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進(関係資料の庁内掲示板掲載とその周知)				(実施なし)	
	1	政策過程における協働の推進 (プラットフォーム意見交換会の 開催)					
H27	ウ	NPO法人の育成・指導					

	取組状況		
<取組の目標> ア マルチステークホルダー・プロイ 政策過程における協働の推進 <参考指標>	<結果(取組結果)> ア △ イ ○ <結果(取組後の指導値)>	<評価>	
〜 ♥ 5 11 (株) ア・イ NPO・ボランティアとの協働 ウ 県内NPO数[26年3月末現在		ア・イ 100事業 ウ 27年3月末現在 831法人	В
<要因分析> 関係資料の整備に時間がかかった。	<次年度への課題> 協働を推進するために、情報を 収集し提供していくことが必要	<課題を踏まえての 対 さらなる情報収集及 行う。	
<取組の目標> ア マルチステークホルダー・プロイ 政策過程における協働の推進 <参考指標>	<結果(取組結果)> ア △ イ △ <結果(取組集の指標値)>	<評価>	
ア・イ NPO・ボランティアとの協働 ウ 県内NPO数		ア·イ 105事業 ウ 28年3月末現在 844法人	D
<要因分析> ア 27年度はNPO関連事業の見直しを行ったため、マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進に向けた掲載を見合わせた。 イ 27年度に実施した「プラットフォーム意見交換会」は、特定分野の施策紹介にとどまり、政策過程における具体的な協働の推進につながらなかった。 (※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈次年度への課題〉 市町村や中間支援団体が主体 の協働事業を推進する。	く課題を踏まえての文 市町村等が主催する 事業に県が参加・支援	市民活動

		ア	マルチステークホルダー・プロセスの庁内活用推進(関係資料の庁内掲示板掲載とその周知)		
Н	28	1	政策過程における協働の推進 (プラットフォーム意見交換会の 開催)		
		ウ	NPO法人の育成・指導		

<取組の目標> ア マルチステークホルダー・プロ・ イ 政策過程における協働の推進	<結果(取組結果)>	<評価>	
<参考指標> ア·イ NPO・ボランティアとの協働 ウ 県内NPO数	事業数	<結果(取組後の指標値)>	
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての対	対応>

③建設産業の担い手育成〔取組所属:◎建設企画課〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

県は、地元建設業者と「災害時応急対策業務に関する協定」(24年度実績:308社と協定締結)を結び、地域の危機管理体制を構築してしている。 している。

そのため建設業者は、災害時の緊急対応を行うなど、地域の安全・安心のため重要な役割を担っており、降雪時の除雪などによる通行の確保など、地域社会生活の安定を支えている。

建設業界の技術者の高齢化や若手技術者の減少は、災害時の緊急対応に支障を来すだけでなく、社会資本整備・維持修繕における県民サービスの低下につながるため、建設産業への入職率の向上施策等を講じる必要がある。

【改革内容】

- ア 産学官の関係者からなる連携会議により情報共有と効果的な対応策を検討・実施
- イ 高校生及び大学生が現場の臨場感、達成感を享受できる効果的なインターンシップを実施する。
- ウ 県内建設系の3大学、7高校の生徒や保護者への建設業者等による現状や将来性についての講演を行う。
- エ 高校における2級土木施工管理技士の学科の導入を図る。
- オ 若手技術者向けの1級土木施工管理技士資格取得講座を開設する。

【具体的工程】

		青	├画(上段)·結果	(下段)		
年度		作 業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
	ア	産学官連携会議の開催				
	イ	新しいインターンシッププログラム の導入				
H26	ウ	学生(生徒)、保護者への広報				
	Н	建設系高校への職業教育の導入				
	オ	土木施工管理技士受験対策講 座の導入				

	取組状況		
〈取組の目標〉 ア 会議とワーキングの開催 ①会議 イ 導入校数 ①高校:2校 ②大 ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大 エ 導入高校数:5校 オ 講座参加者数:50人		<結果(取組結果)> ア ○[①1回 ②2 回] イ ○[①4校 ②3 校] ウ ○[①7校 ②3 校] エ ○[6校] オ △[37人]	<評価>
<参考指標> ·建設系高校の2級土木施工管理 [24年度 52人、25年度 55人] ·1級土木施工管理技士県内合格 [24年度 122人、25年度 146∠	<結果 (取組後の指標値) ・85人 ・159人		
≺要因分析> オ 講座を県内2箇所で開催したが、開催地が遠方で参加に抵抗があった可能性あり。	<次年度への課題> オ 社会人が参加しやすいように 講座開催場所を選定する。	く課題を踏まえての対 オ 講座希望者の勤利 握し、地域性を考慮して、講座場所を選定す	务地等を把 するなどし

	ア	産学官連携会議の開催		
-	1	新しいインターンシッププログラム の導入		
H27	ウ	学生(生徒)、保護者への広報		
-	エ	建設系高校への職業教育の導入		
	オ	土木施工管理技士受験対策講 座の導入		
	ア	産学官連携会議の開催		
	1	新しいインターンシッププログラム の導入		
H28	ウ	学生(生徒)、保護者への広報		
	エ	建設系高校への職業教育の導入		
	オ	土木施工管理技士受験対策講 座の導入		

〈取組の目標〉 ア 会議とワーキングの開催 ①会議 イ 導入校数 ①高校:4校 ②大 ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大 エ 導入高校数:6校 オ 講座参加者数:50人	学(高専):3校	<結果(取組結果)> ア∆[①1回 ②1 回] イ○[①7校 ②2校] ウ∆[①7校 ②0 校] エ○[6校] オ∆[31人]	<評価> B
<参考指標> ・建設系高校の2級土木施工管理・1級土木施工管理技士県内合格	<結果 (取組後の指標値)> ・81人 ・153人		
<要因分析> オ 資格取得対象者の減少によ り、講座受講者が減少の可能性 あり。	〈次年度への課題〉 オ 資格取得対象者の現状を把握し、未取得者の講座参加を増やす。	く課題を踏まえての対 オ 他の資格を取得す 催を検討する。	
〈取組の目標〉 ア 会議とワーキングの開催 ①会議 イ 導入校数 ①高校:7校 ②大 ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大 エ 導入高校数:6校 オ 講座参加者数:50人	(学(高専):3校	<結果(取組結果)>	<評価>
ア 会議とワーキングの開催 ①会議 イ 導入校数 ①高校:7校 ②大 ウ 実施校数 ①高校:7校 ②大 エ 導入高校数:6校	- 学(高専):3校 - 学(高専):3校 	<結果(取組結果)> <結果(取組結果)>	<評価>

平成26年度	平成27年度	平成28年度
〈評価の理由〉 建設業への入職を促すためインターンシッププログラムの導入や保護者に対する広報など取り組みが実施できたが、庁舎 建て替えに民間活力・ノウハウを活用する基礎となる作業が遅れている。	<評価の理由> 各種取組は実施したものの、実際にNPOなどとの協働や、 PPP/PFI手法導入を優先的に検討する具体的な規程の作成までにはまだ至っていない。	<評価の理由>
具体的な取組①について】 牧革内容アについて、要因分析は検討に着手できなかった要因をつきとなければ改革は進まないのではないか。庁舎建て替え計画を速やかに認して着手していただきたい。 牧革内容イについて、モニタリングガイドラインの策定について「不要」との 載があるが、計画と矛盾している。計画策定時は必要であったから計画 されたものを、策定は不要で片づけてよいものか。	かりやすい表現に改めるべき。 【具体的な取組②について】 ・改革内容アで掲げた「(マルチステークホルダー・プロセスの活用に向け	
今評価(最終評価)】		【改訂履歴】
D-1 PPP/PFI手法を活用した事業数 D-2 PPP/PFI手法導入の検討を行った事業数	<推進期間終了後の結果・成果指標値> ①-1 ①-2 ② ③	H27.4~8 H26年度自己評価の実施 H27.4~8 ② 組織改正により取組所属変更 H27.9~10 H26年度第三者評価の実施 H27.11~12 ① H26年度取組結果及び第三者評価意見を踏え、H27年度以降の工程見直し H28.2~5 H27年度自己評価の実施 H28.6 H27年度第三者評価の実施

群馬県行政改革大綱実施計画 平成28年8月現在

目標	2 「仕事の仕方」の改革	改革	改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用	取組事項	(2)公の施設におけるサービスの向上
·			ACT - POINTH SO TO STORY SOUTH SO		(=) == · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【具体的な取組】

- ①公の施設のあり方検討の継続実施 ②公の施設のサービスの向上

①公の施設のあり方検討の継続実施〔取組所属:◎総務部総務課、公の施設所管所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

公の施設については、各所管所属や施設等において、施設の必要性や運営方法、県民サービスの向上に向けた見直し・改善を実施して いるが、時代の変化に合わせて、見直しをしていく必要がある。

各施設での見直し・改善に向けた取組等について、県民への情報提供の内容・程度が施設によって異なっていることや、保有している資産 の情報があまり公表されておらず、資産の有効活用といった視点での取組が把握しにくい。

県外自治体において、指定管理者制度導入施設を直営に戻す事例が出てきているが、直営に戻す場合の手続が確保されていない。

【改革内容】

- ア 直営施設のあり方について検討する。
- イ 指定管理者制度導入施設のあり方について検討する。
- ウ 運営内容の情報開示方法について検討する。
- エ 指定管理者制度導入施設を直営に戻す手続等について検討する。

【具体的工程】

		뒭	·画(上段)·結果	(下段)		
年度		作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
		直営施設のあり方について各所 属及び総務課においてそれぞれ 検討				
	ア	直営施設のあり方に関する検討 内容について、総務課のヒアリン グ				(実施なし)
H26		直営施設のあり方に関する今後 の方針の検討・決定				(実施なし)
	イ	指定管理者導入施設のあり方検 討・方針決定(27年度選定施設)				

	取組状況		
く取組の目標> ア 直営施設のあり方検討終了		<結果(取組結果)> △	<評価>
<参考指標> ・ 県が設置する公の施設数[25:7 公の施設のうちの直営施設数 イ 公の施設のうちの指定管理者 設] イ 27年度選定施設数[26年度]	<結果 (取組後の指標値)> ・ 98施設 ア 52施設 イ 46施設 イ 13施設	В	
〈要因分析〉 直営施設のあり方検討の前提 となる指定管理者制度の運用について、27年度に全般的な見直 しを行うこととした。このため、直 営施設のあり方検討・方針の決 定は行わず、直営施設の現況調 査を実施した。	ぐ次年度への課題> 直営施設の現況調査結果を踏まえて、指定管理者制度の運用 見直しを行う必要がある。	く課題を踏まえての 27年度中に指定管理 用の全般的な見直しる 27年度の工程を修正・	里者制度選 するよう、

	ア	直営施設の現況の把握・分析		
		指定管理者制度運用の見直しの 検討		
	1	見直しを含めたガイドライン等の 改訂		(実施なし)
		指定管理者導入施設のあり方検 討・方針決定(28年度選定施設)		
H27		公の施設の運営内容の情報開 示方法について総務課及び各所 管所属による検討		(実施なし)
	ウ	公の施設の運営内容の情報開 示方法の検討・方針の決定(各 所属の意見を踏まえた修正・調 整等)		(実施なし)
	_			
	ア	直営施設フォローアップ調査		
H28	イ	指定管理者制度運用の見直し 検討・ガイドライン等の改訂		
		指定管理者導入施設のあり方検 討・方針決定(29年度選定施設)		
	エ	指定管理者制度導入施設を直 営に戻す場合のプロセス等の検 討		

<取組の目標> 指定管理者制度運用の見直し 公の施設の運営情報の公表身 <参考指標> 県が設置する公の施設数	<結果(取組結果)> イ △ ウ × <結果(取組後の指標値)> ・ 98 施設	<評価>	
イ 公の施設のうちの指定管理者 イ 28年度選定施設数	イ 46施設 イ 13施設		
<要因分析> イ 指定管理者制度運用(ガイドライン)の見直しについて、指定管理者制度導入施設の所管所属及び同施設の評価を行っている外部委員にアンケート調査を実施するなど見直しを慎重に行っため、ガイドラインの改訂には至らなかった。ウ 保有している資産の情報開示の取組は、地方公会計の整備(十29年度予定)後において、正確に資産の把握を行った上で検討することとした。 (※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	〈次年度への課題〉 イ これまでの指定管理者制度 運用における課題や現状等を詳細に把握した上で、指定管理者 制度の見直しの検討を行う必要 がある。(※27年度評価における委員会意 見等を踏まえ修正)	く課題を踏まえての教 イ アンケート調査結果 指定管理者制度導入 所属等にヒアリングを実 がにより、より詳細に実り た上で指定管理者制 検討を行い、平成28年 イドラインの改訂を行う。 評価における委員会意見等を認	とに加えて、 施設所管を 態を把握の 度見直しが に度中にガ 。(※27年度
<取組の目標> イ ガイドライン等の改訂 エ 直営施設に戻す場合の手続の	り見直しの着手	<結果(取組結果)>	<評価>
<参考指標> ・ 県が設置する公の施設数 イ・エ 公の施設のうちの指定管理 イ 29年度選定施設数		<結果(取組後の指標値)>	
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての対	応>

②公の施設のサービスの向上〔取組所属:◎総務部総務課、公の施設所管所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

公の施設におけるサービス向上の取組について、施設所管所属間で共有されていない。

【改革内容】

公の施設におけるサービス向上の取組事例を収集し、施設所管所属間で共有する。

【具体的工程】

	計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	
	公の施設におけるサービス向上に向け た取組事例の調査					
H26	調査のとりまとめ					
	調査結果の施設所管所属間での共有		н			
	公の施設におけるサービス向上に向け た取組事例の調査					
H27	調査のとりまとめ		-			
П21	調査結果の施設所管所属間での共有					
	公の施設所管所属において、施設の 特性に応じたサービス向上の優良事 例を同種の施設間で共有する手法の 検討					
	公の施設におけるサービス向上に向けた取組事例の調査					
H28	調査のとりまとめ					
2	調査結果の施設所管所属間での共有					
	施設の特性に応じたサービス向上の優 良事例を同種の施設間で共有					

<取組の目標> サービス向上の取組事例の施設所	所管所属間での共有	<結果(取組結果)> ○	<評価>
く参考指標> 取組事例数[未把握]		<結果(阪組後の指導値)> 832事例(H18~25 年度累計)	Α
<要因分析> 従前は施設所管所属間で共有 されていなかった情報を整理し 共有が図られた。(※26年度評価にお ける委員会意見等を踏まえ追記)	ぐ次年度への課題>施設の特性に応じたサービス向上の優良事例を同種の施設間で共有する手法を検討する必要がある。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)	〈課題を踏まえての文 施設の特性に応じた上の優良事例を同種の 共有できるよう、27・26程を修正する。(※26年 委員会意見等を踏まえ追記)	サービス向 D施設間で B年度のエ
<取組の目標> サービス向上の取組事例の施設所	所管所属間での共有	<結果(取組結果)> ○	<評価>
<参考指標> 取組事例数		<結果_(取組後の指標値)> 930事例(H18~26 年度累計)	Α
<要因分析> 公の施設におけるサービス向上の取組事例を収集し、施設所管所属間で共有した。	〈次年度への課題〉 同種の施設間で情報交換会を実施するなど、サービス向上事例を共有し、サービス向上につなげる必要がある。	く課題を踏まえての文施設所管所属や指見で、情報交換会の実施組めるよう、施設所管所組の依頼を行うとともに向上事例の情報を更しすくまとめ、情報提供で	官管理者間 等に取り 所属に同耳 こ、サービス こ分かりや
<取組の目標> サービス向上の取組事例の施設剤	所管所属間での共有	<結果(取組結果)>	<評価>
<参考指標>		<結果(取組後の指標値)>	-
取組事例数			

平成26年度	平成27年度	平成28年度
ぐ評価の理由> 公の施設のサービス向上の取組事例を庁内で共有する作業は実施したものの、その成果としてサービス向上が図られたかどうかについて把握していない。	<評価の理由> 指定管理者制度の運用見直しとして、ガイドラインの見直し案 を作成し、施設所管所属や評価委員にアンケートを実施する などの取組を行ったが、ガイドラインの改訂までには至らなかっ た。	<評価の理由>
〈行政改革評価・推進委員会の意見〉 具体的な取組①について】 工程変更があったのはなぜかが不明。唐突な印象を受ける。あり方検討は今後どうするのか。また、実施結果評価Bは甘いのではないか。指定管理者制度の功罪もきっちり応募者の選定方法等について、分析たうえで、公の施設の指定管理者制度への移行を一層進めて欲しい。具体的な取組②について】 実施結果評価はAではなく、Bでもよいのではないか。公の施設における成功事例の共有化は、さらに進めて欲しい。モデル施設を決めて、県民(お客様)ニーズを反映した施設運営を試行書誤することで、サービス向上の具体的な施策を決定していく必要があるに思われる。 公の施設のサービス向上の取組みは、利用者からの声、評価、また利用者数の増加に結びつくことが重要である。取組み後の成果について、指量し、取組みの評価を実施していただきたい。	【具体的な取組①について】 ・改革内容イの要因分析の記載内容について、指定管理者制度運用の見直しありきのようにも読める。運用上の問題点としてどんな事項があるかを記載すべき。 ・改革内容ウの要因分析の記載内容では、わかりづらい。県民目線でわかりやすく説明するべき。	<行政改革評価・推進委員会の意見>
合評価(最終評価)】		【改訂履歴】
取組事項 (2)公の施設におけるサービスの向上		H27.4~8 H26年度自己評価の実施
	<推進期間終了後の結果・成果指標値>	│

群馬県行政改革大綱実施計画 平成28年8月現在

目標 2 「仕事の仕方」の改革 改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用 取組事項 (3)公社・事業団等の改革 改革

【具体的な取組】

①公社・事業団等に対する関与の見直し及び支出の総点検

①公社·事業団等に対する関与の見直し及び支出の総点検〔取組所属:②総務部総務課、公社·事業団等所管所属〕

【現状·課題(平成25年度時点)】

【改革内容】

公社・事業団等への関与については、方針に基づき、見直しを進めている。公社・事業団等の自立的・効率的な運営を進めるため、引き続ア 公益法人制度の趣旨を踏まえ、公社・事業団等に対する今後の関わり方の方向性 き、人的関与・財政的関与の適正化に向けた見直しを進めていくことが必要である。

また、公社・事業団等の見直しや関与に当たっては、公益法人制度の趣旨を踏まえた対応も必要である。

イ 経営状況等を把握した上で、人的・財政的関与等の適正化の検討を進める。

【具体的工程】

	計画(上段)・結果(下段)					
年度		作 業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
	ア	公社·事業団等に対する関わり 方の方向性の決定				
H26		経営状況等に関する調査の実施				
11120	イ	人的・財政的関与の適正化の検討				
		支出の規模や内容の適正化の検討				

取組状況				
<取組の目標> ア 関わり方の方向性の決定 イ 人的・財政的関与の適正化の検討 イ 支出の見直し	<結果(取組結果)> ア △ イ ○ イ ○			
<参考指標> ア・イ 公社・事業団等数[25年度末 24法人] イ 県職員の派遣人数[25年7月1日現在 6人、26年7在 7人] イ 補助金・委託金等の額[24年度決算 3,467百万円、算 3,675百万円]	イ 27年7月1日現在			
<要因分析> 公社・事業団等に対する関わり 方の方向性を決定するに当たり、 法人に対する指導指針の策定を 目指したが、完成には至らなかった。 〈次年度への課題> 法人に対する指導指し、公社・事業団等に対したが、事成には至らなかった。	対する関わ を完成させる。			

	ア	公社·事業団等に対する関わり 方の方向性の決定	
		経営状況等に関する調査の実施	
H27	イ	人的・財政的関与の適正化の検 討	
		支出の規模や内容の適正化の検討	
	-		
	ア	公社·事業団等に対する関わり 方の方向性の決定	
		経営状況等に関する調査の実施	
H28	イ	人的·財政的関与の適正化の検 討	
		支出の規模や内容の適正化の検討	

<取組の目標>		<結果(取組結果)>	<評価>
ア 指導指針の策定		ア×	ZHI IMA
イ 人的・財政的関与の適正化の	検討	10	
イ 支出の見直し		10	
<参考指標>		<結果(取組後の指標値)>	
ア・イ 公社・事業団等数		ア・イ 27年度末 24	_
イ 県職員の派遣人数 イ 補助金·委託金等の額		法人 イ 28年7月1日現在	C
1 開助並 安記並守の飯		9人)
		イ 27年度決算	
		3,679百万円	
<要因分析>	<次年度への課題>	<課題を踏まえての対	
実効性のある指針となるよう、	法人に対する指導指針を完成	県の適正な関与を図	
指導指針の策定とあわせて経営	し、法人の経営状況等をより正確	も、指導指針を完成し	、指針に基
伏況等に関する調査の実施内容		づいた調査を実施する)。(※27年度
(点検表)についても見直しを検	社·事業団等に対する県の適正 な関与を図る必要がある。	評価における委員会意見等を	留まえ惨止)
討したため、指導指針の完成に は至らなかった。(※27年度評価にお	な 関 子を 凶る 必 安 か める。		
さ <u>ー</u> のながりた。(※27年度計画にお ける委員会意見等を踏まえ修正)			
<取組の目標>		<結果(取組結果)>	<評価>
ア 指導指針の策定			
イ 人的·財政的関与の適正化の イ 支出の見直し	検討		
1 文田の見直し	ļ		
- A + 16 15 5			
<参考指標 <i>></i>		<結果(取組後の指標値)>	
ア・イ 公社・事業団等数		<結果(取組後の指標値)>	
ア·イ 公社·事業団等数 イ 県職員の派遣人数		<結果 _(取組後の指標値) >	
ア·イ 公社·事業団等数 イ 県職員の派遣人数		<結果(取組後の指標値)>	
ア·イ 公社·事業団等数 イ 県職員の派遣人数		<結果(取組後の指導値)>	
ア·イ 公社·事業団等数 イ 県職員の派遣人数		<結果(取組後の指導値)>	
<参考指標> ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額 < 要因分析>	<次年度への課題>	<結果(取組後の指導値)>	协>
ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額	<次年度への課題>		协
ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額	<次年度への課題>		协>
ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額	<次年度への課題>		协
ア・イ 公社・事業団等数 イ 県職員の派遣人数 イ 補助金・委託金等の額	<次年度への課題>		· ·

平成26年度	平成27年度	平成28年度
<評価の理由> 法人に対する指導指針のたたき台まで完成したが、完成には至らなかった。		<評価の理由>
だ多く実施しているケースが見受けられるので、その部分については、早期に民間に放出等をすべきである。 ・平成27年度に指導指針を完成させ、関与の見直し、支出の総点検に取		<行政改革評価・推進委員会の意見>
合評価(最終評価)】		【改訂履歴】
取組事項 (3)公社・事業団等の改革 <推進期間終了後の結果・成果指標> 公社・事業団等への適正な関与 <評価> <評価> <評価の理由>	<推進期間終了後の結果・成果指標値>	H27.4~8 H26年度自己評価の実施 H27.4~8 ① H26年度取組結果を踏まえ、H27年度の工程見直 し H27.9~10 H26年度第三者評価の実施 H28.2~5 H27年度自己評価の実施 H28.2~5 ① H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直 し H28.6 H27年度第三者評価の実施

メモ